

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 当該個別事業にかかる実践的・試行的事業等

① 旧基本計画では、5つの具体的な目標を実現するため11の施策と41の事業が計画され、短期、中期、長期と目標期間を分け事業を推進していくものとした。市街地の整備改善事業や商業等の活性化に向け試行的な事業も含め概ね計画された事業は実施した。今回の計画策定に際しても、地域独自の取り組みや旧計画において実施した試行的事業の効果、実施に至らなかった計画の問題点を踏まえながら、現在の中心市街地が抱える課題に対応していく。

◆ 都心循環バス運営事業

中心市街地の交通利便性の向上、環境にやさしいまちづくりの実現に向け循環バスの運行を実施。沼津駅を中心に中心市街地を8の字に循環し、運賃は100円のワンコインバスで高齢者や車いすの方も利用しやすい超低床バスを導入したことにより、公共交通機関の活性化や利便性の向上が図られた。

◆ 複数商店街の競争・連携によるまちなか再生

沼津駅南部には9つの商店街が存在するが、駅から遠くなるにつれ人が流れず空き店舗も増加する傾向にある。こうした状況を打破するため、昭和30年代の活気を取り戻すべく「昭和モダン」をコンセプトに各商店街がサブテーマを設定し、見せ方の創意工夫を商店街単位で競うイベントを実験的に開催した。アンケート等の結果から、イベントによる各商店街の個性の顕在化、連携意識の醸成等に対する一定の効果が得られた。

◆ ぬまづまちなかコマ地図ラリー

中心市街地に歴史・文化的な資源等が点在していることは、市民にあまり知られていない。そこで、中心市街地に点在する地域資源を掘り起こし、中心市街地の情報発信と回遊性向上を図るとともに、にぎわいづくりを創出するためのウォークラリーを実施した。

事業実施に際しては、中心市街地での回遊性向上と興味関心を増進させるため、中心市街地にある地域資源に関する知識を問う“ぬまづまちなか検定”をラリーに盛り込み情報発信との相乗効果を狙った。

[2] 都市計画との調和等

(1) 基本構想、都市計画、市町村マスタープラン、その他の法令に基づく種々の計画との整合性について

1) 沼津市総合計画との整合性（再掲）

第3次沼津市総合計画計画期間 平成13年～平成22年

平成22年までを期間とし平成13年に策定した総合計画では、まちづくりの方針として、「沼津の『顔』となる中心市街地の魅力の向上に積極的に取り組み、都心居住を促進します。」を掲げている。

また、都市の骨格づくりにおいて、沼津駅を中心とする地区は、「都心部の円滑な交通の流れの確保と商業・業務、文化、アミューズメントをはじめとする質の高い都市機能の集積を目指すとともに、住み集う人々が、ゆとりとやすらぎ、訪れる楽しみを感じる回遊性の高い魅力あるまちづくりを進めていきます。」を掲げている。

2) 沼津市都市計画マスタープランとの整合性（再掲）

沼津市都市計画マスタープラン計画期間 平成13年～平成32年

目標年次を平成32年と定め平成13年に策定した都市計画マスタープランにおける都市づくりの目標において、沼津駅を中心とする地区は「当地区は、本市の表玄関口であるとともに、多様かつ高度な都市的サービスを提供する広域的な都心としての役割を担っています。交通拠点機能の向上や商業、業務、文化等、都市機能の充実・強化など、総合的な整備を進めることにより、吸引力と拠点性を高め、人、物、情報が集まり、様々な交流の舞台となる広域都市拠点の形成を目指します。」を掲げている。

[3] その他の事項